



の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年8月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

I Cカード化運転免許証作成装置用消耗品 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山県富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年6月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

新規用カード（緑） 752,400円

一般用カード（青） 752,400円

優良用カード（金） 752,400円

運転経歴証明書カード 209,836円

高速型用インクリボンセット 220,704円

追加備考紙 4,290円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既調達物品等につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため。

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年8月26日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 店舗の名称及び所在地**

（仮称）高岡市井口本江商業施設 高岡市井口本江140番ほか

**2 店舗を設置する者** 竹沢建設株式会社、大黒天物産株式会社、株式会社ワークマン**3 店舗において小売業を行う者** 大黒天物産株式会社、株式会社ワークマン ほか**4 新設の日** 令和7年4月7日**5 店舗面積の合計** 3,295㎡**6 店舗の施設の配置に関する事項**

(1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地東側1箇所/133台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 A棟東側1箇所/100台、B棟南側1箇所/10台  
C棟南側1箇所/25台 ほか1箇所/21台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟南側1箇所/130㎡、B棟南側1箇所/32㎡、C棟南側1箇所/50㎡ ほか1箇所/50㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟南側2箇所/11.3㎡、15㎡、B棟西側1箇所/2.0㎡、C棟西側1箇所/20.4㎡ ほか1箇所/20.4㎡

**7 店舗の施設の運営方法に関する事項**

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

大黒天物産株式会社/24時間、株式会社ワークマン/午前7時及び午後9時30分 ほか

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所/敷地東側2箇所、敷地南側

## 2 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①、荷さばき施設③、荷さばき施設④／午前6時及び午後10時、  
荷さばき施設②/24時間

8 届出の日 令和6年8月6日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和6年8月26日から令和6年12月26日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由